

IV 平成26事業年度決算に対する監事

及び会計監査人の報告

平成 26 事業年度 監事監査報告書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、経営戦略部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、毎月開催される定例役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び文部科学大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、センターの当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 業務運営の適正かつ効率的な実施

センターの業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

なお、期中において、次のとおり、一部の業務については是正を図る必要が生じているが、適切な処置が講じられたものと認める。

- (1) センターは、平成 26 年 7 月 17 日に開札した「国立霞ヶ丘陸上競技場等のとりこわし工事（北工区）」及び「同工事（南工区）」の調達に係る入札手続に関して、同年 9

月 30 日付けで、政府調達苦情検討委員会から、「調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を損なうものであることから、当該契約を破棄すること及び新たに調達手続を行うこと」を提案された。これを受け、センターは、当該契約を破棄し、改めて調達手続を行っているが、発注者綱紀保持規程及び公正入札調査委員会規程の制定、電子入札システムの導入等の再発防止策を講じた上で、適正に入札手続が行われたことを確認した。

(2) センターは、平成 26 年 10 月 30 日付けで、会計検査院から、「電気及びガスの契約事務の実施に当たり、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態」について是正改善の処置を求められたが、平成 26 年 11 月以降に入札広告を行った電気又はガスの契約事務の実施に当たっては、一般競争に付する処置が講じられていることを確認した。

2 内部統制システムの整備及び運用の状況

独立行政法人通則法の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日付けでセンターの業務方法書が改正されており、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

しかしながら、次のとおり、内部統制システムの整備及び運用の改善のため、検討を要する課題があると認める。

平成 27 年 1 月に実施された会計検査院による実地検査において、契約決裁の日付から遡った日付を契約締結日とした契約書を作成して契約が締結されており、センターの会計規則が遵守されていない事態が発覚した。これを受け、センターは、平成 27 年 2 月 10 日付けで、担当理事から役職員に対して、「適正な決裁手順・手続の徹底について」が周知され、適正な決裁手続の徹底を図るとともに、一定の金額以上の契約案件については役員会において審議すること、特命随意契約の案件については事前に契約監視委員会の意見を聴取することなどの措置が講じられている。

上記の事態に係る再発防止策については、厳格な運用が図られているか、更なる改善の余地がないかなど、今後も引き続き注視する必要があると認める。

3 役員の職務の遂行に関する事項

役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等の内容

財務諸表等については、会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書の内容

事業報告書は、法令に従い、センターの状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、監事は、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について監査することとされている。センターは、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置して、「随意契約等見直し計画」を策定し、毎年度、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となっている案件についての改善方策を検討し、その改善状況を公表しているが、平成 27 年度からは、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）が定められ、新たに「調達等合理化計画」を策定し、調達の現状と要因の分析、調達に関するガバナンスの徹底等を図ることが求められている。

上記を踏まえ、センターにおいては、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を確保できるよう、実効性のある体制の整備を図る必要があると認める。

平成 27 年 6 月 26 日

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

監 事

野川春夫

監 事（非常勤）

村岡 功

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

独立行政法人 日本スポーツ振興センター
理事長 河野一郎 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋澤克彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱口慎介

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類(案)を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいない。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定、特定業務勘定及び一般勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本スポーツ振興センターの各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任
独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上